申請事業主の方へ

障害者雇用納付金関係助成金の申請について

～ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金 ～

らしく、はたらく、ともに
JEED

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構

目次

はじめに

1　障害者雇用納付金制度に基づく助成金とは

2　障害者作業施設設置等助成金

3　障害者福祉施設設置等助成金

4　障害者介助等助成金

5　職場適応援助者助成金

6　重度障害者等通勤対策助成金

7　重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

8　障害者能力開発助成金

9　障害者雇用相談援助助成金

10　助成金の認定申請から受給までの流れ

11　各種助成金のパンフレット等のご案内

12　相談窓口のご案内

■はじめに■

障害者を雇用する際には、作業施設・設備の改善や職場環境の整備、雇用管理制度の整備等を障害特性に応じて行うことにより、障害者各人の能力と適性を十分に引き出すことが重要となります。

障害者雇用助成金は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき設けられた障害者雇用納付金制度として、障害者の雇入れや雇用の継続を行うために必要となる施設・設備の整備や雇用管理の整備等を行う事業主に対して、助成を通じて支援するものです。

1．障害者雇用納付金制度に基づく助成金とは

◆障害者雇用納付金制度

障害者雇用の義務を履行している事業主と履行していない事業主間の、障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対する助成、援助を行うための制度です。

法定雇用率未達成企業から「障害者雇用納付金」を徴収し、法定雇用率達成企業に対して「障害者雇用調整金」を支給します。また、その他報奨金、全ての企業を対象に、障害者の雇用の促進等を図るため「助成金」を支給します。

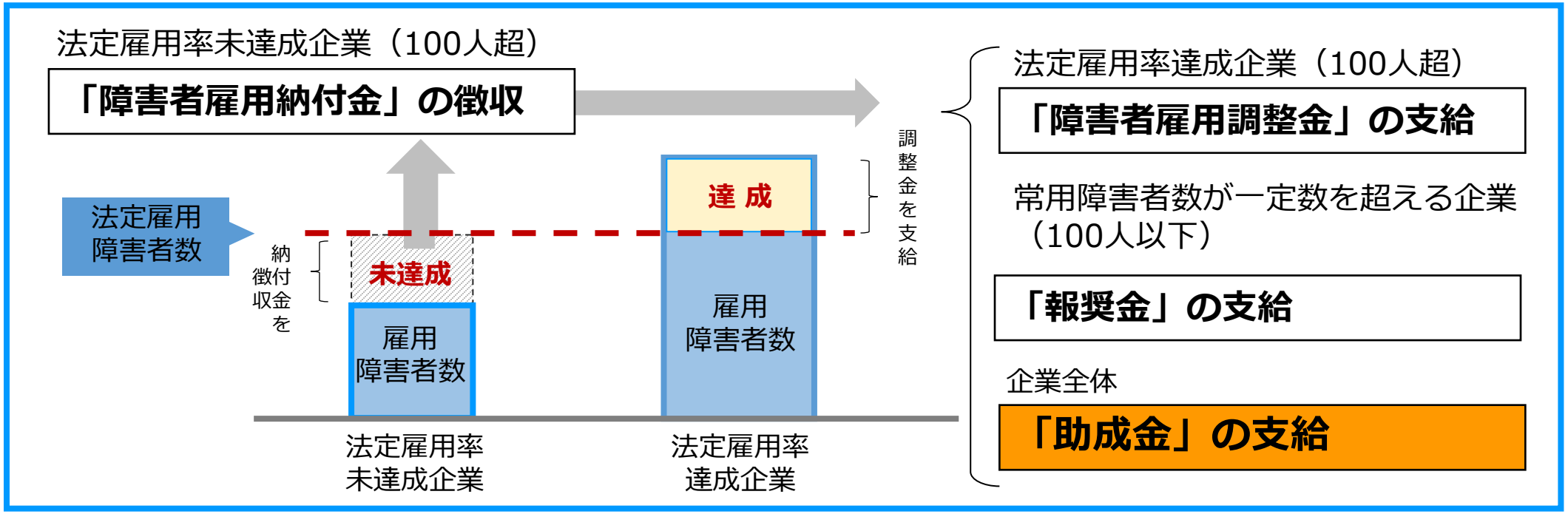

◆障害者雇用納付金制度に基づく助成金

- 障害者作業施設設置等助成金
- 障害者福祉施設設置等助成金
- 障害者介助等助成金
- 職場適応援助者助成金
- 重度障害者等通勤対策助成金
- 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
- 障害者能力開発助成金
- 障害者雇用相談援助助成金

支給対象となる事業主の主な要件

・各種助成金において、支給対象障害者の雇い入れや継続雇用のために必要な措置を行うこと（障害者能力開発助成金等を除く。）

・労働関係法令違反など支給できない事業主に該当しないこと

２．障害者作業施設設置等助成金

◆概要

障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設等の設置・整備（事務所内のドアの改修、車いす用トイレの設置など）を行う場合に、その費用の一部を助成します。

◆種類

▶第１種作業施設設置等助成金（工事、購入等による設置・整備）
▶第２種作業施設設置等助成金（賃借による設置）
▶第１種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金（加齢に対応した工事、購入等による設置・整備）
▶第２種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金（加齢に対応した作業施設等の賃借による設置）

例１　従業員通用口前スロープの設置

新たに採用する身体障害者（下肢障害：車いす使用）が、事業所の従業員通用口前の段差を上がることが困難であるため、従業員通用口前の段差に車いす対応のスロープを設置

例２　社用車の改造

業務で外出する身体障害者（下肢障害）が、市販の車ではアクセル操作及びブレーキ操作が困難であるため、両腕だけで運転できるように改造

第１種作業施設設置等助成金、第２種作業施設設置等助成金

◆支給の要件

支給対象となる障害者

・身体障害者（特定短時間労働者については重度身体障害者に限る）
・知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）
・精神障害者

※在宅勤務の場合は、生活空間と明確な区別ができないもの、私用で使用するもの、支給対象障害者、その配偶者若しくはその一親等の親族が所有する作業施設等を購入する場合又は支給対象障害者、その配偶者若しくはその一親等の親族が所有する作業施設等に工事等を実施する場合は対象外。

支給対象となる措置

障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設等（作業施設、附帯施設、作業設備）の設置・整備

○　作業施設・・・作業、就労する施設・場所
○　附帯施設・・・作業施設に附帯する施設（トイレ、スロープ、自動ドア等）
○　作業設備・・・作業、使用する設備・機器等

措置のポイント

支給対象障害者の雇入れ、継続雇用のため、支給対象作業施設等の設置又は整備を行う必要があると認められる必要最低限の措置が対象。

◉ 支給対象となる作業施設は、支給対象障害者の障害特性による課題を克服し作業を容易にするために配慮された施設であること

◉ 支給対象となる附帯施設は、支給対象障害者の障害特性による課題を克服し就労することを容易にするために配慮された施設であること

◉ 支給対象となる作業設備は、支給対象障害者の障害特性による課題を克服し、次に該当する設備であること

・支給対象障害者の作業を容易にすることを目的として製造された設備（視覚障害者用拡大読書器等）

・支給対象障害者の作業を容易にするために改造を加えた設備（改造部分のみが対象）

◉ 事業に本来必要な施設・設備と判断されるものは対象外

◉ 安全管理に必要な施設等については、事業を営むために本来必要な作業施設等に該当するため、原則として対象外

助成率、支給限度額、支給期間

※対象費用は、作業施設等の設置・整備に要する対象部分の費用

助成金名	助成率	支給限度額	支給期間	特記事項
第１種作業施設設置等助成金	対象費用の３分の２	・対象障害者１人につき４５０万円まで （作業施設、附帯施設、作業設備の合計） ・作業設備の場合、対象障害者１人につき１５０万円まで （中途障害者に係る職場復帰のための作業設備の場合、対象障害者１人につき４５０万円まで） ・短時間労働者または特定短時間労働者である場合の支給限度額は対象障害者１人につき上記の半額 ・１事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円まで	－	対象障害者の雇い入れ、職場復帰、人事異動等から６か月以上経過しており、作業施設等の設置・整備を行う十分な必要性がないと判断される場合は、対象となりません。
第２種作業施設設置等助成金		・対象障害者１人につき月１３万円まで ・作業設備の場合、対象障害者１人につき月５万円まで （中途障害者に係る職場復帰のための作業設備の場合、対象障害者１人につき月１３万円まで） ・短時間労働者または特定短時間労働者である場合の支給限度額は対象障害者１人につき上記の半額	３年間	

※短時間労働者である場合の支給限度額については、重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者は除きます。

【事例】第１種作業施設設置等助成金

【対象者】　身体障害者

【事例】

身体障害者（運動機能・移動機能障害２級）であるＡさんは、パソコン入力業務従事者として、Ｂ社に採用されました。

Aさんは、杖や車椅子を使用し、自動車で通勤していましたが、B社の駐車場は砂利で段差があり、また、事務所やトイレも開き戸のドアであったため、駐車場から事務所までの移動や事務所内の移動、入退室も一人では困難な状況でした。

そこでB社は、Aさんが使用する駐車場部分の舗装・段差解消工事を行い、事務所及びトイレのドアをスライド式に改修するとともに、トイレに手すりを設置しました。

その結果、Aさんは、通勤及び事務所内の移動が一人でできるようになり、円滑に勤務することが可能となりました。

※同様の措置を行っても、その他の要件に合致せず助成金の対象とならないケースもあります。

第１種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金、第２種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金

◆支給の要件

支給対象となる障害者

３５歳以上であり、雇用後６か月経過している以下の障害者であって、継続雇用のため、支給対象となる措置を行う必要があると機構が認める方

・身体障害者（特定短時間労働者については重度身体障害者に限る）
・知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）
・精神障害者

※在宅勤務の場合は、生活空間と明確な区別ができないもの、私用で使用するもの、支給対象障害者、その配偶者若しくはその一親等の親族が所有する作業施設等を購入する場合又は支給対象障害者、その配偶者若しくはその一親等の親族が所有する作業施設等に工事等を実施する場合は対象外。

支給対象となる措置

加齢による変化が生じることで、当該障害に起因する就労困難性の増加が認められる場合であって、継続雇用のため、障害に起因する就労困難性を克服し、業務上の支障を軽減するために配慮された作業施設等（作業施設、附帯施設、作業設備）の設置・整備
※第１種作業施設設置等助成金、第２種作業施設設置等助成金と同様の範囲

助成率、支給限度額、支給期間

※対象費用は、作業施設等の設置・整備に要する対象部分の費用

助成金名	助成率	支給限度額	支給期間
第１種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金	対象費用の３分の２	・対象障害者１人につき４５０万円まで（作業施設、附帯施設、作業設備の合計） ・作業設備の場合、対象障害者１人につき１５０万円まで ・短時間労働者または特定短時間労働者である場合の支給限度額は対象障害者１人につき上記の半額 ・１事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円まで	－
第２種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金		・対象障害者１人につき月１３万円まで ・作業設備の場合、対象障害者１人につき月５万円まで ・短時間労働者または特定短時間労働者である場合の支給限度額は対象障害者１人につき上記の半額	３年間

※短時間労働者である場合の支給限度額については、重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者は除きます。

３．障害者福祉施設設置等助成金

◆概要

障害者の福祉の増進を図るため、障害者の障害特性による課題に配慮した福祉施設の設置・整備（休憩室の改修、食堂の入口扉の改修など）を行う場合に、その費用の一部を助成します。

例　休憩室の改修

車いすを使用する身体障害者のために、休憩室の入り口の段差を解消するための「スロープ」を設置し、開き戸から引き戸へ改修

◆支給の要件

支給対象となる障害者

・身体障害者（特定短時間労働者については、重度身体障害者に限る。）
・知的障害者（特定短時間労働者については、重度知的障害者に限る。）
・精神障害者

（※在宅勤務の場合は、勤務時に事業所内で使用するもののみ対象）

支給対象となる措置

障害者の障害特性による課題に配慮した福祉施設（休憩室、食堂、その他これらに類する施設、これらに附帯する廊下・階段・トイレ等の施設）の設置・整備

措置のポイント

- ◉ 障害特性による課題への配慮の措置が対象
- ◉ 本来、事業に必要な施設や、事業主が講ずべき安全配慮は対象外
- ◉ 障害者以外の者も使用する施設である場合は、使用する人数按分で対象費用を算出

助成率、支給限度額

※対象費用は、福祉施設等の設置・整備に要する対象部分の費用

助成率	支給限度額
対象費用の ３分の１	・ 対象障害者１人につき225万円まで ・ 短時間労働者または特定短時間労働者である場合の支給限度額は対象障害者１人につき上記の半額 ・ １事業所または事業主の団体１団体あたり一会計年度につき合計2,250万円まで

※短時間労働者である場合の支給限度額については、重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者は除きます。

４．障害者介助等助成金

◆概要

障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な措置（職場介助者の配置、手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱など）を行う場合に、その費用の一部を助成します。

◆種類

▶職場復帰支援助成金
▶中途障害者等技能習得支援助成金
▶中高年齢等障害者技能習得支援助成金
▶職場介助者の配置又は委嘱助成金（▶継続措置、▶中高年齢等措置）
▶手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱助成金（▶ 継続措置、▶中高年齢等措置）
▶職場支援員の配置又は委嘱助成金（▶中高年齢等措置）
▶健康相談医の委嘱助成金
▶職業生活相談支援専門員の配置又は委嘱助成金
▶職業能力開発向上支援専門員の配置又は委嘱助成金
▶介助者等資質向上措置に係る助成金
▶重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金

例

職場介助者の配置

疾病のため中途で視覚障害者となり、職場復帰後、技術職から事務職に配置転換することになったが、障害により、文書の作成や社外での打合せなどの職務を遂行することが困難であったため、これらの業務を直接サポートする職場介助者を配置

職場復帰支援助成金

◆支給の要件

医師の意見書により、これら障害等に関連し、１か月以上の療養のための休職等が必要とされた方

支給対象となる障害者

・身体障害者（特定短時間労働者については重度身体障害者に限る）
・精神障害者（発達障害のみを有する方を除く）
・難病等にかかっている方
・高次脳機能障害のある方
（※ 在宅勤務の場合も対象）

支給対象となる措置

次のいずれかに該当する職場復帰のための措置

①　時間的配慮等（次のイからハまでのいずれかに該当）

イ　医師の意見書及び支給対象障害者の同意の下に実施する「労働時間の調整」

ロ　就業規則等に規定する有給休暇制度以外の「通院又は入院のための特別な有給休暇の付与」

ハ　支給対象障害者の同意の下に実施する「独居を解消し親族等と同居するための勤務地の変更」

②　職務開発等（次のイ又はロのいずれかに該当）

イ　外部専門家の援助を得て行う職務開発

ロ　休職等の前に従事していた職務について外部専門家の援助の結果を踏まえた職種転換

措置のポイント

- ◉　１年以上の計画期間を定めるもの
- ◉　職場復帰の日から３か月以内に措置を開始
- ◉　労働時間の調整は、通勤時間の短縮のための本人の転居を要しない勤務地の変更も対象
- ◉　医師の意見書に記載された必要な通院回数以上の通院回数が確保できるものに限る

支給期間、支給額等

支給額は、支給対象障害者１人あたり、支給対象障害者が支給対象期間中に就労した月数（出勤割合が６割に満たない月は除く）を支給月額に乗じた額

支給額	支給期間	特記事項
対象障害者１人につき月４万５千円 （中小企業は月６万円）	１年間	対象障害者の職場復帰から３か月以内に措置を開始することが要件です。

中途障害者等技能習得支援助成金

◆支給の要件

医師の意見書により、これら障害等に関連し、１か月以上の療養のための休職等が必要とされた方

支給対象となる障害者

・身体障害者（特定短時間労働者については重度身体障害者に限る）
・精神障害者（発達障害のみを有する方を除く）
・難病等にかかっている方
・高次脳機能障害のある方
（※ 在宅勤務の場合も対象）

支給対象となる措置

以下の要件を満たす研修

◎　障害特性に応じて、新たな職務の遂行に必要となる基本的な知識・技術を習得するための研修

◎　研修時間が１回につき１時間以上であること
（支給対象障害者が同一で、内容に連続性のある研修については、初回～最終回までの全回を１回とみなすこととする。）

◎　研修の内容に直接関連する職種に係る経験を３年以上有する方を講師とする研修であること

措置のポイント

- ◉ １年以上の計画期間を定めるもの
- ◉ 職場復帰の日から３か月以内に措置を開始
- ◉ 支給対象障害者が休職の前に従事していた職務について実施できない業務があり、職務転換による新たな職務の遂行に必要となる基本的な知識・技術を習得するための研修が対象

助成率、支給限度額、支給期間

※対象費用は、外部講師に支払う謝金や旅費、研修を実施する会場使用料、教材費、資料代、研修に参加した方の研修時間の賃金など

助成率	支給限度額	支給期間	特記事項
対象費用の４分の３	対象障害者１人につき年２０万円まで（中小企業は年３０万円まで）	１年間	対象障害者の職場復帰から３か月以内に措置を開始することが要件です。

中高年齢等障害者技能習得支援助成金

◆支給の要件

支給対象となる障害者

３５歳以上であり、雇用後６か月経過している以下の障害者であって、継続雇用のため、支給対象となる措置を行う必要があると機構が認める方

・身体障害者（特定短時間労働者については重度身体障害者に限る）
・知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）
・精神障害者

支給対象となる措置

加齢による変化が生じることで、当該障害に起因する就労困難性の増加が認められる場合であって、継続雇用のため、支給対象障害者の業務遂行上の支障を軽減するための研修

◎　支給対象障害者の障害に起因する特性に応じて、職務の遂行に必要となる基本的な知識・技術を習得するための研修

◎　研修時間が１回につき１時間以上であること
（支給対象障害者が同一で、内容に連続性のある研修については、初回～最終回までの全回を１回とみなすこととする。）

◎　研修の内容に直接関連する職種に係る経験を３年以上有する方を講師とする研修であること

措置のポイント

支給対象障害者の障害に起因する特性に応じて、職務の遂行に必要となる基本的な知識・技術を習得するための研修が対象（加齢による変化が生じることで、障害に起因する就労困難性の増加が認められる場合であって、当該障害者の業務遂行上の支障を軽減するものと認められるものに限る。）

助成率、支給限度額、支給期間

※対象費用は、外部講師に支払う謝金や旅費、研修を実施する会場使用料、教材費、資料代、研修に参加した方の研修時間の賃金など

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の ４分の３	対象障害者１人につき年２０万円まで （中小企業または調整金支給調整対象事業主は、年３０万円まで）	１年間

職場介助者の配置又は委嘱助成金

◆支給の要件

雇用されてから１年を超える期間を経過している場合には対象とならない
（中途障害者や人事異動等の場合を除く）

支給対象となる障害者

・２級以上の視覚障害者
・２級以上の両上肢機能障害及び２級以上の両下肢機能障害を重複する方
・３級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び３級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する方
（※ 在宅勤務の場合も対象）

支給対象となる措置

業務の遂行のために必要な介助の業務を担当する方の配置又は委嘱

措置のポイント

◉ 障害者が主体的に業務を行うために必要な介助（文書の作成、機器の操作、コンピュータ入力、書類等の整理、業務上外出の付添い等）

◉ 遠隔地にいる職場介助者が情報通信機器を介して行う介助も対象

助成率、支給限度額、支給期間

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の４分の３	・ 配置１人につき月１５万円まで ・ 委嘱１人につき１回１万円まで・年１５０万円まで	１０年間

※対象費用　配置：介助者に通常支払われる賃金（時間単価）から介助を行った時間数により算出した額
委嘱：委嘱１回あたりの費用

職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金

◆支給の要件

職場介助者の配置又は委嘱助成金の10年間の支給終了後、支給対象障害者に対して、引き続き同じ措置を継続する場合

助成率、支給限度額、支給期間

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の３分の２	・ 配置１人につき月１３万円まで ・ 委嘱１人につき１回９千円まで・年１３５万円まで	５年間

※対象費用は、職場介助者の配置又は委嘱助成金と同様

職場介助者の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金

◆支給の要件

支給対象となる障害者

３５歳以上で、雇用後６か月経過している以下の障害者であって、継続雇用のため、支給対象となる措置を行う必要があると機構が認める方（※ 在宅勤務の場合も対象）

・２級以上の視覚障害者
・２級以上の両上肢機能障害及び２級以上の両下肢機能障害を重複する方
・３級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び３級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する方

支給対象となる措置

加齢による変化が生じることで、当該障害に起因する就労困難性の増加が認められる場合であって、継続雇用のため、支給対象障害者の業務遂行上の支障を軽減するために必要な介助の業務を担当する方の配置又は委嘱

助成率、支給限度額、支給期間

※対象費用は、職場介助者の配置又は委嘱助成金と同様

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の３分の２	・ 配置１人につき月１３万円まで （中小企業または調整金支給調整対象事業主は月１５万円まで） ・ 委嘱１人につき１回９千円まで・年１３５万円まで （中小企業または調整金支給調整対象事業主は１万円まで・年１５０万円まで）	１０年間

手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱助成金

◆支給の要件

支給対象となる障害者

雇用されてから１年を超える期間を経過している場合には対象とならない
（中途障害者や人事異動等の場合を除く）

・６級以上の聴覚障害者（特定短時間労働者については、２級の聴覚障害者に限る）
（※在宅勤務の場合も対象）

支給対象となる措置

・雇用管理に必要な手話通訳、要約筆記等を行う手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱

措置のポイント

◉　遠隔地にいる手話通訳・要約筆記等担当者が情報通信機器を介して行う手話通訳、要約筆記等も対象

助成率、支給限度額、支給期間

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の４分の３	・配置１人につき月１５万円まで ・委嘱１人につき１回１万円まで・年１５０万円まで	１０年間

※対象費用　配置：手話通訳・要約筆記等担当者に通常支払われる賃金（時間単価）から手話通訳・要約筆記等を行った時間数により算出した額
委嘱：委嘱１回あたりの費用

【事例】手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金

【対象者】聴覚障害者（２級）

【事例】

Ｄ社では社員研修を開催する際に、聴覚障害のあるＣさんのために助成金を活用して手話通訳者を委嘱していましたが、Cさんが在宅勤務を行うこととなったことに合わせ、オンライン会議システムにより研修を行うことになったため、Ｃさんのために要約筆記担当者を委嘱し、字幕を通じて研修を受講できるようにすることで、Ｃさんは自宅にいながら研修の正確な内容を把握することができるようになりました。

※同様の措置を行っても、その他の要件に合致せず助成金の対象とならないケースもあります。

手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金

◆支給の要件

手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱助成金の１０年間の支給終了後、支給対象障害者に対して、引き続き同じ措置を継続する場合

助成率、支給限度額、支給期間

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の３分の２	・ 配置１人につき月１３万円まで ・ 委嘱１人につき１回９千円まで・年１３５万円まで	５年間

※対象費用は、手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱助成金と同様

手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金

◆支給の要件

支給対象となる障害者

３５歳以上で、雇用後６か月経過している６級以上の聴覚障害者であって、継続雇用のため、支給対象となる措置を行う必要があると機構が認める方（※ 在宅勤務の場合も対象）

支給対象となる措置

加齢による変化が生じることで、障害に起因する就労困難性の増加が認められる場合であって、支給対象障害者の業務遂行上の支障を軽減するために必要な手話通訳・要約筆記等の業務を担当する方の配置又は委嘱

助成率、支給限度額、支給期間

※対象費用は、手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱助成金と同様

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の３分の２	・ 配置１人につき月１３万円まで （中小企業または調整金支給調整対象事業主は月１５万円まで） ・ 委嘱１人につき１回９千円まで・年１３５万円まで （中小企業または調整金支給調整対象事業主は１万円まで・年１５０万円まで）	１０年間

職場支援員の配置又は委嘱助成金

◆支給の要件

支給対象となる障害者

・身体障害者（特定短時間労働者については重度身体障害者に限る）
・知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）
・精神障害者
・発達障害者
・難病等にかかっている方
・高次脳機能障害のある方
（※在宅勤務の場合も対象）

支給対象となる措置

業務の遂行に必要な援助又は指導の業務を行う職場支援員の配置又は委嘱

措置のポイント

«配置» ◉　支給対象障害者が勤務する同一の事業所で勤務し、常時見守りつつ、必要に応じて面談や就業上の支援ができること
◉　支給対象期間中に本助成金などの支給対象者として支援する障害者の人数の合計が３人以下であること

«委嘱» ◉　委嘱される方が障害者の就労・定着支援に係る業務を行うこと
◉　支給対象障害者に対する面談を申請事業主の事業所に訪問して行うこと

支給限度額等、支給期間

支給限度額等	支給期間	特記事項
《職場支援員の配置》 ①一般労働者への配置１人につき ・ 中小企業は月４万円 ・ 中小企業以外は月３万円 ②短時間労働者への配置１人につき ・ 中小企業は月２万円 ・ 中小企業以外は月１万５千円 ③特定短時間労働者への配置１人につき ・ 中小企業は月１万円 ・ 中小企業以外は月７千５百円 《職場支援員の委嘱》 ・ 委嘱による支援（訪問面談）１回あたり最大１万円・月額４万円まで	２年間 （対象障害者が精神障害者である場合は３年間、企業在籍型職場適応援助者助成金の支給に係る支援に引き続き措置を行う場合は６か月）	・対象障害者の雇入日 ・勤務時間延長日 ・配置転換日 ・業務内容変更日 ・職場復帰日 ・企業在籍型職場適応援助者助成金の支援終了日の翌日 上記の日から６か月以内に支援を開始することが要件です。

職場支援員の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金

◆支給の要件

支給対象となる障害者

３５歳以上で、雇用後６か月経過している以下の障害者であって、継続雇用のため、支給対象となる措置を行う必要があると機構が認める方（※ 在宅勤務の場合も対象）

・身体障害者（特定短時間労働者については重度身体障害者に限る）
・知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）
・精神障害者
・発達障害者
・難病等にかかっている方
・高次脳機能障害のある方

支給対象となる措置

加齢による変化が生じることで、障害に起因する就労困難性の増加が認められる場合であって、支給対象障害者の業務遂行上の支障を軽減するために必要な職場支援員の業務を担当する方の配置又は委嘱

支給限度額等、支給期間

支給限度額等	支給期間
《職場支援員の配置》 ①一般労働者への配置１人につき ・ 中小企業又は調整金支給調整対象事業主は月４万円 ・ 上記以外の事業主は月３万円 ②短時間労働者への配置１人につき ・ 中小企業又は調整金支給調整対象事業主は月２万円 ・ 上記以外の事業主は月１万５千円 ③特定短時間労働者への配置１人につき ・ 中小企業又は調整金支給調整対象事業主は月１万円 ・ 上記以外の事業主は月７千５百円 《職場支援員の委嘱》 ・ 委嘱による支援（訪問面談）１回あたり１万円 合計２８８回まで	６年間

健康相談医の委嘱助成金

◆支給の要件

支給対象となる障害者

雇用されてから１年を超える期間を経過している場合には対象とならない（中途障害者や人事異動等の場合を除く）

・身体障害者（特定短時間労働者については重度身体障害者に限る）
・知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）
・精神障害者
※対象障害者が５人以上であることが必要になります。

支給対象となる措置

健康管理の必要な支給対象障害者の健康相談を行うために必要な健康相談医の委嘱

助成率、支給限度額、支給期間

※対象費用は、委嘱１回あたりの費用

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の４分の３	委嘱１人につき１回２万５千円・年３０万円まで	１０年間

職業生活相談支援専門員の配置又は委嘱助成金

◆支給の要件

雇用されてから１年を超える期間を経過している場合には対象とならない
（中途障害者や人事異動等の場合を除く）

支給対象となる障害者

・身体障害者（特定短時間労働者については重度身体障害者に限る）
・知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）
・精神障害者

※対象障害者が５人以上であることが必要になります。

支給対象となる措置

支給対象障害者の雇用管理のために必要な職業生活に関する相談及び支援の業務を専門に担当する職業生活相談支援専門員の配置又は委嘱

措置のポイント

◉ 支給対象障害者の職場適応、職場や自宅における福祉の増進など、職業生活の充実を図るための一連の相談及び支援の業務を行うこと
◉ 配置の場合は、所定労働時間の概ね７割以上を職業生活相談支援専門員としての業務に従事していること

助成率、支給限度額、支給期間

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の４分の３	・ 配置１人につき月１５万円まで ・ 委嘱１人１回につき１万円・１人につき年１５０万円まで	１０年間

※対象費用　配置：職業生活相談支援専門員に通常支払われる賃金（時間単価）から同専門員の業務に従事した時間数により算出した額
委嘱：委嘱１回あたりの費用

職業能力開発向上支援専門員の配置又は委嘱助成金

◆支給の要件

支給対象となる障害者

雇用されてから１年を超える期間を経過している場合には対象とならない
（中途障害者や人事異動等の場合を除く）

・身体障害者（特定短時間労働者については重度身体障害者に限る）
・知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）
・精神障害者

※対象障害者が５人以上であることが必要になります。

支給対象となる措置

支給対象障害者の職業能力の開発及び向上のために必要な業務を専門に担当する職業能力開発向上支援専門員の配置又は委嘱

措置のポイント

◉ 支給対象障害者の能力向上、キャリア形成ための一連の相談及び支援の業務を行うこと
◉ 配置の場合は、所定労働時間の概ね７割以上を職業能力開発向上支援専門員としての業務に従事していること

助成率、支給限度額、支給期間

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の４分の３	・ 配置１人につき月１５万円まで ・ 委嘱１人１回につき１万円・１人につき年１５０万円まで	１０年間

※対象費用　配置：職業能力開発向上支援専門員に通常支払われる賃金（時間単価）から同専門員の業務に従事した時間数により算出した額
委嘱：委嘱１回あたりの費用

介助者等資質向上措置に係る助成金

◆支給の要件

支給対象となる介助者

職場介助者、手話通訳・要約筆記等担当者、職場支援員、職業生活相談支援専門員、職業能力開発向上支援専門員又は企業在籍型職場適応援助者として、現に、対象障害者に対する支援業務を行っている方

※支給対象となる介助者は障害者介助等助成金等の要件を満たす介助者であって、各助成金の支給対象障害者である障害者に対して現に支援を行っている方ですが、各助成金を受給している必要はありません。

支給対象となる措置

以下の要件を満たす研修

◎　支給対象介助者が行う介助等の業務に応じて、介助等の遂行に必要となる資質向上に資する研修等であること

◎　研修等の時間が１回につき１時間以上であること
（支給対象介助者が同一で、内容に連続性のある研修については、初回～最終回までの全回を１回とみなすこととする。）

◎　研修の場合は、当該研修内容に直接関連する職種に係る経験を３年以上有する方を講師とする研修であること

措置のポイント

◉　支給対象介助者の職務に必要となる知識・技能の習得と向上に資する研修であること
◉　資質向上のための資格の取得を目的とする研修又は講習も助成対象となること

助成率、支給限度額

※対象費用は、外部講師に支払う謝金や旅費、研修を実施する会場使用料、教材費、資料代、研修に参加した方の研修時間の賃金など

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の４分の３	・１事業主につき年１００万円まで	１年以内

重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金

地域生活支援促進事業で措置できる「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」とセットで活用される助成金です。

◆支給の要件

支給対象となる障害者

次の①～③までのいずれにも該当する方であって、事業主が対象障害者の業務の遂行のために必要な介助の業務を指定障害福祉サービス事業者等へ委託することが必要であると認められる方

① 週所定労働時間１０時間以上の方
（年度末までに１０時間以上に引き上げることを目指すことが確認できる方を含む）

② 身体障害者、知的障害者または精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者に限る）

③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護の指定障害福祉サービス等の支給決定を受けている方

支給対象となる措置

支給対象となる障害者が主体的に業務を遂行するために必要不可欠な、次の①～④の職場介助の業務のサービス事業者への委託

① ＰＣ等業務に要する機器による情報アクセス・入力（文、デザイン等の創案を除く）
・出力等に係る操作、書類の頁めくり、文字盤・口文字等の読み取り

② 代読・代筆（文・デザイン等の創案を除く）・録音図書の作成

③ 書類等の整理

④ 業務上の移動・外出に係る付き添い（介助者による自動車の運転を除く）

措置のポイント

- ◉ 障害特性が理由で行うことができない作業部分のみの代行が支給対象であり、本人に代わって介助者が判断し遂行する業務は対象外
- ◉ 遠隔地にいる職場介助者が情報通信機器を介して行う介助も対象
- ◉ 就業時間中における業務以外の介助（食事、給水及びトイレ使用の補助等）は、市町村等が行う特別事業の支援対象

助成率、支給限度額、支給期間

助成率	支給限度額	支給期間	特記事項
対象費用の５分の４（中小企業は１０分の９）	対象障害者１人につき月１３万３千円まで（中小企業は月１５万円まで）	年度ごとに委託を開始した日から当該年度末まで	申請にあたっては、事前に市町村等への事業実施の確認および相談が必要です。

※ 対象費用は指定障害福祉サービス事業者が年度ごとの委託契約に基づいて、委託を開始した日から、その年度の末日までの期間に行う支給対象となる措置に対して事業主が支払った各月分の額

５．職場適応援助者助成金

◆概要

職場適応に特に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を行う場合に、その費用の一部を助成します。

◆種類

▶訪問型職場適応援助者助成金
▶企業在籍型職場適応援助者助成金
▶訪問型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金
▶企業在籍型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金

訪問型職場適応援助者助成金

企業に雇用される障害者に対して、訪問型職場適応援助者による支援を提供する法人に助成

◆支給の要件

支給対象となる法人

① 社会福祉法人その他障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人であること

② 障害者が職場に適応することを容易にするための訪問型職場適応援助者による援助の事業を行うこと(援助に関する計画に基づき、適切に援助を実施できると認めるもの)

③ 労働関係法令違反など支給できない事業主に該当しないこと（※パンフレット参照）

支援対象となる障害者

・身体障害者（特定短時間労働者については重度身体障害者に限る）
・知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）
・精神障害者
・発達障害者
・難病等にかかっている方
・高次脳機能障害のある方
・地域障害者職業センターが作成する職業リハビリテーション計画で、訪問型職場適応援助者による支援が必要であると認める方

支給対象となる措置

ポイント 地域障害者職業センターが作成または承認する支援計画で必要と認められた訪問型職場適応援助者による支援

訪問型職場適応援助者の要件

① 訪問型職場適応援助者養成研修等の修了者
② 障害者のための就労支援の業務経験が１年以上ある者

支給対象となる支援内容

支援計画に記載された対象障害者の職場適応を図るための①～⑧の支援
① 支援計画書の策定
② 支援総合記録票の策定
③ 支援対象障害者に対する支援
④ 支援対象事業主に対する支援
⑤ 家族に対する支援
⑥ 精神障害者の状況確認
⑦ 地域センターが開催するケース会議への出席
⑧ その他必要と認める支援

支給限度額等、支給期間

支給限度額等	支給期間
①　訪問型職場適応援助者による支援 《 支援対象障害者が精神障害者以外》 １回の支援につき４時間以上　１万８千円 ４時間未満　９千円 《支援対象障害者が精神障害者の場合》 １回の支援につき３時間以上　１万８千円 ３時間未満　９千円 ※他の対象障害者の支援と合わせて、１日当たり３万６千円まで （支援ケースごとの合計） ②　訪問型職場適応援助者養成研修の受講料 ・　受講料を支給対象法人がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後６か月以内に、初めての支援を実施した場合に当該研修受講料の２分の１の額	《支援対象障害者が精神障害者以外》 最長１年８か月 《支援対象障害者が精神障害者》 最長２年８か月

企業在籍型職場適応援助者助成金

◆支給の要件

支給対象となる障害者

・身体障害者（特定短時間労働者については重度身体障害者に限る）
・知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）
・精神障害者
・発達障害者
・難病等にかかっている方
・高次脳機能障害のある方
・地域障害者職業センターが作成する職業リハビリテーション計画で、企業在籍型職場適応援助者による支援が必要であると認める方

支給対象となる措置

ポイント

地域障害者職業センターが作成または承認する支援計画で必要と認められた企業在籍型職場適応援助者による支援

企業在籍型職場適応援助者の要件

①　企業在籍型職場適応援助者養成研修等の修了者
②　企業在籍型職場適応援助者養成研修修了後、初めて支援を行う場合、地域障害者職業センターが指定する地域障害者職業センターに 配置されている職場適応援助者とともに支援を行う者
③　支給対象期間に、職場支援員の配置助成金などの支給対象障害者として支援している者の数の合計が３人以下である者
④　対象障害者である労働者に対して必要な援助を常時行いうる体制を整備するため、週２０時間以上の労働時間が定められている者。対象障害者が特定短時間労働者である場合は、週１０時間以上の労働時間が定められている者。

支給対象となる支援内容

支援計画に記載された対象障害者の職場適応を図るための①～④の支援

①　支援対象障害者と家族に対する支援
②　事業所内の職場適応体制の確立に向けた調整
③　関係機関との調整
④　その他（地域障害者職業センターが必要と認めて支援計画に含めた支援）

支給限度額等、支給期間

支給限度額等	支給期間
①　企業在籍型職場適応援助者による支援 《対象障害者が精神障害者以外》 【一般労働者】　月６万円（中小企業は８万円） 【短時間労働者】　月３万円（中小企業は４万円） 【特定短時間労働者】　月１万５千円（中小企業は２万円） 《対象障害者が精神障害者》 【一般労働者】　月９万円（中小企業は１２万円） 【短時間労働者】　月５万円（中小企業は６万円） 【特定短時間労働者】　月２万円（中小企業は３万円） ※１事業主あたり、他の企業在籍型職場適応援助者助成金や企業在籍型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金と合わせて年間３００万円まで ②　企業在籍型職場適応援助者養成研修を受講した場合 ・　受講料を支給対象事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後６か月以内に初めての支援を実施した場合に当該研修受講料の２分の１の額	６か月まで

訪問型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金

支給対象となる障害者

３５歳以上で、雇用後６か月経過している以下の障害者であって、継続雇用のため、支給対象となる措置を行う必要があると機構が認める方

・身体障害者（特定短時間労働者については重度身体障害者に限る）
・知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）
・精神障害者
・発達障害者
・難病等にかかっている方
・高次脳機能障害のある方
・地域障害者職業センターが作成する職業リハビリテーション計画で、訪問型職場適応援助者による支援が必要であると認める方

支給対象となる措置

ポイント

・加齢による変化が生じることで、当該障害に起因する就労困難性の増加が認められる場合であって、支給対象障害者の業務遂行上の支障を軽減するために必要な措置

・地域障害者職業センターが作成または承認する支援計画で必要と認められた訪問型職場適応援助者による支援

企業在籍型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金

◆支給の要件

支給対象となる障害者

３５歳以上で、雇用後６か月経過している以下の障害者であって、継続雇用のため、支給対象となる措置を行う必要があると機構が認める方

・身体障害者（特定短時間労働者については重度身体障害者に限る）
・知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）
・精神障害者
・発達障害者
・難病等にかかっている方
・高次脳機能障害のある方
・地域障害者職業センターが作成する職業リハビリテーション計画で、企業在籍型職場適応援助者による支援が必要であると認める方

支給対象となる措置

ポイント

・加齢による変化が生じることで、当該障害に起因する就労困難性の増加が認められる場合であって、継続雇用のため、支給対象障害者の業務遂行上の支障を軽減するために必要な措置

・地域障害者職業センターが作成または承認する支援計画で必要と認められた企業在籍型職場適応援助者による支援

支給限度額等、支給期間

支給限度額等	支給期間
①　企業在籍型職場適応援助者による支援 《対象障害者が精神障害者以外》 【一般労働者】　月６万円まで（中小企業または調整金支給調整対象事業主は８万円まで） 【短時間労働者】　月３万円まで（中小企業または調整金支給調整対象事業主は４万円まで） 【特定短時間労働者】月１万５千円まで （中小企業または調整金支給調整対象事業主は２万円まで） 《対象障害者が精神障害者》 【一般労働者】　月９万円まで（中小企業または調整金支給調整対象事業主は12万円まで） 【短時間労働者】　月５万円まで（中小企業または調整金支給調整対象事業主は６万円まで） 【特定短時間労働者】月２万円まで（中小企業または調整金支給調整対象事業主は３万円まで） ※１事業主あたり、他の企業在籍型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金や企業在籍型職場適応援助者助成金と合わせて年間３００万円まで ②　企業在籍型職場適応援助者養成研修を受講した場合 ・　受講料を支給対象事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後６か月以内に初めての支援を実施した場合に当該研修受講料の２分の１の額	６か月まで

6. 重度障害者等通勤対策助成金

◆概要

障害の理由により通勤することが容易でないため、その障害特性による通勤の課題を軽減又は解消するための措置（住宅の賃借、駐車場の賃借など）を行う場合に、その費用の一部を助成します。

◆種類

- ▶重度障害者等用住宅の賃借助成金
- ▶指導員の配置助成金
- ▶住宅手当の支払助成金
- ▶通勤用バスの購入助成金
- ▶重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金
- ▶通勤用バス運転従事者の委嘱助成金
- ▶通勤援助者の委嘱助成金
- ▶駐車場の賃借助成金
- ▶通勤用自動車の購入助成金

例１　住宅の賃借

疾病により中途で身体障害者（上下肢障害２級）となったが、自宅から電車とバスに乗り継いでの通勤が困難となったため、事業所から徒歩５分の場所に、敷地内にも室内にも段差のないバリアフリー住宅を賃借

例２　駐車場の賃借

新たに精神障害者を採用することとなったが、人混みに強いストレスを感じるため、公共交通機関での通勤が困難となり、生活リズムが崩れて休みがちになったため、車で通勤することを認め、事業所から徒歩１０分の場所に駐車場を賃借

重度障害者等用住宅の賃借助成金

◆支給の要件

雇用されてから６か月を超えている場合には対象とならない（中途障害者や人事異動等の場合を除く）

支給対象となる障害者

・重度身体障害者　・３級の視覚障害者　・３級又は４級の下肢障害者
・３級の体幹機能障害者
・３級または４級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者
・５級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか２つ以上重複する者
・知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）　・精神障害者

支給対象となる措置

障害により通勤することが容易でない重度障害者等を入居させるための住宅の賃借

措置のポイント

◉ 障害特性に応じた特別の構造や設備を備えている住宅であること
◉ 事業主が、対象となる障害者のために、新規に賃借する住宅
◉ 対象となる障害者以外の者でも通勤することが困難である場合は対象外

助成率、支給限度額、支給期間

※　対象費用は賃借に要する費用

助成率	支給限度額	支給期間	特記事項
対象費用の４分の３	単身者用：月６万円まで 世帯用：月１０万円まで	１０年間	賃借面積が単身者用２８㎡、世帯用７４㎡を超えるものは、助成額を別途計算

駐車場の賃借助成金

◆支給の要件

雇用されてから６か月を超えている場合には対象とならない（中途障害者や人事異動等の場合を除く）

支給対象となる障害者

・重度身体障害者　・３級の視覚障害者　・３級又は４級の下肢障害者
・３級の体幹機能障害者
・３級または４級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者
・５級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか２つ以上重複する者
・知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）　・精神障害者

支給対象となる措置

障害により通勤することが容易でない重度障害者等自ら自動車を運転して通勤するために使用させる駐車場の賃借

措置のポイント

◉ 事業主が、対象となる障害者のために、新規に賃借する駐車場
◉ 事業所近く、自宅近くに借り上げる駐車場のいずれも対象（両方も可）
◉ 事業所の営業活動など対象障害者の通勤以外の用途でも使用する場合は対象外

助成率、支給限度額、支給期間

※　対象費用は賃借に要する費用

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の４分の３	・対象障害者１人につき月５万円まで	１０年間

重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金

地域生活支援促進事業で措置できる「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」とセットで活用される助成金です。

◆支給の要件

支給対象となる障害者

次の①～③までのいずれにも該当する方であって、障害により通勤することが容易でないため、支給対象障害者の雇入れ又は雇用の継続のため、事業主が通勤援助の業務を指定障害福祉サービス事業者等へ委託することが必要であると認められる方

① 週所定労働時間１０時間以上の方（年度末までに１０時間以上に引き上げることを目指すことが確認できる方を含む）

② ・身体障害者、知的障害者または精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者に限る）

③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護等の指定障害福祉サービス等の支給決定を受けている方

支給対象となる措置

支給対象障害者の通勤（列車その他の公共交通機関を利用する通勤に限る。）を容易にするために必要な指導・援助等の業務のサービス事業者への委託（※雇入れや職場復帰、通勤経路の変更時でなくても対象）

助成率、支給限度額、支給期間

※ 対象費用は指定障害福祉サービス事業者が年度ごとの委託契約に基づいて、委託を開始した日から3か月の期間に行う支給対象となる措置に対して事業主が支払った各月分の額

助成率	支給限度額	支給期間	特記事項
対象費用の５分の４（中小企業は１０分の９）	対象障害者１人につき月７万４千円まで（中小企業は月８万４千円まで）	年度ごとに委託を開始した日から３か月まで（４か月目以降は特別事業で支援）	申請には事前に市町村等への事業実施の確認および相談が必要です

その他の重度障害者等通勤対策助成金　（指導員の配置、住宅手当の支払、通勤用バスの購入、通勤用バス運転従事者の委嘱、通勤援助者の委嘱、通勤用自動車の購入）

支給対象となる障害者

雇用されてから６か月を超えている場合には対象とならない（中途障害者や人事異動等の場合を除く）

＜通勤用自動車の購入助成金を除く助成金＞

・重度身体障害者　・３級の視覚障害者　・３級又は４級の下肢障害者・３級の体幹機能障害者
・３級または４級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者
・５級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか２つ以上重複する者
・知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）　・精神障害者

＜通勤用自動車の購入助成金＞

・２級以上の上肢障害者　・２級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者
・３級以上の体幹機能障害者
・３級以上の心臓、じん臓もしくは呼吸器又はぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障害のある者
・４級以上の下肢障害者　・４級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者
・５級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか２つ以上重複する者

指導員の配置助成金

支給対象となる措置

５人以上の重度障害者等を、特別の構造又は設備を備えた同一の住宅に入居させる場合において、その住宅にそれらの者の通勤を容易にするための指導、援助等の業務を行う指導員を配置

助成率、支給限度額、支給期間

※　対象費用は指導員として通常支払われる賃金から所定労働時間により算出した額

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の ４分の３	配置１人につき月１５万円まで	１０年間

住宅手当の支払助成金

支給対象となる措置

重度障害者等自ら通勤を容易にするための住宅を賃借し賃借料を支払う場合に、他の労働者に対して支払われる住宅手当の限度額を超えて、住宅手当を支払う措置

助成率、支給限度額、支給期間

※　対象費用は他の労働者に支給する住宅手当の限度額を超えて支払った住宅手当の額

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の ４分の３	対象障害者１人につき月６万円まで	１０年間

通勤用バスの購入助成金

支給対象となる措置

５人以上の重度障害者等の通勤に使用するバス（通勤用バス）を購入

助成率、支給限度額

※　対象費用は車両本体価格及び特別の構造・設備の整備に要する費用

助成率	支給限度額
対象費用の ４分の３	１台　７００万円まで

通勤用バス運転従事者の委嘱助成金

支給対象となる措置

５人以上の重度障害者等の通勤に使用するバス（通勤用バス）の運転に従事する者を委嘱

助成率、支給限度額、支給期間

※　対象費用は委嘱１回あたりの費用

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の ４分の３	委嘱１回につき６千円まで	１０年間

通勤援助者の委嘱助成金

支給対象となる措置

重度障害者等が公共交通機関を利用して通勤する場合の通勤を容易にするための指導、援助等の措置を行う者を委嘱

助成率、支給限度額、支給期間

※対象費用は、委嘱１回あたりの費用及び通勤援助に要した交通費

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の ４分の３	委嘱１回につき２千円まで 交通費１認定３万円まで	３か月間

通勤用自動車の購入助成金

支給対象となる措置

自らの運転による通勤のために使用させる必要な構造を備えた自動車を購入

助成率、支給限度額

※対象費用は、車両本体価格及び特別の構造・設備の整備に要する費用

助成率	支給限度額
対象費用の ４分の３	１台　１５０万円まで（１級又は２級の両上肢障害者の場合は２５０万円）

7. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

◆概要

重度障害者を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができる事業主が、これらの者の就労に必要な事業施設等の設置・整備を行い、モデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成します。

◆支給の要件

申請時点で１年を超える雇用期間があること

支給対象となる事業主

①　重度障害者等を１０人以上継続して雇用し、かつ、その雇用割合が１０分の２以上の事業所の事業主であること

②　事業所の事業に使用する施設等の設置・整備が行われる事業所であって、重度障害者等の雇用の継続に適当なものであること

支給対象となる障害者

重度身体障害者、知的障害者（重度知的障害者でない短時間労働者を除く）、精神障害者

※　特定短時間労働者は対象外

支給対象となる措置

○　重度障害者等の雇用に適当な事業施設等（作業施設、管理施設、福祉施設、設備）の設置・整備

措置のポイント

◉　重度障害者等の雇用の促進を図るにあたってモデル性が認められること
（障害者の雇用計画、定着状況、労働条件等の処遇、能力開発、事業における継続性、対象施設・設備における障害者への配慮など）

助成率、支給限度額、支給期間

設置助成金

※対象費用は事業施設等の設置・整備に要する対象部分の費用

助成率	支給限度額
対象費用の３分の２	５，０００万円まで

利息支払助成金

※対象費用は支給対象事業施設等の設置・整備に要する費用に充てるため、銀行等から資金を借り入れる場合における借入金の利息の支払に要する費用を対象に最長５年間助成

8. 障害者能力開発助成金

◆概要

障害者能力開発訓練事業を行うための施設・設備の設置や整備または更新を行う場合や障害者能力開発訓練事業を行う場合に、その費用の一部を支給します。

◆種類

▶第１種（施設設置費）助成金
▶第２種（運営費）助成金

支給対象障害者の要件（第１種・第２種共通）

公共職業安定所に求職申込みを行った方であって、障害者能力開発訓練を受講することが必要であると公共職業安定所長が認める以下の障害のある方

・身体障害者
・知的障害者
・精神障害者
・発達障害者
・難病等にかかっている方
・高次脳機能障害のある方

第１種（施設設置費）助成金

支給対象となる措置

障害者能力開発訓練事業を行うための施設等（能力開発訓練施設、管理施設、福祉施設、能力開発訓練施設用設備）の設置・整備及びこれらの施設又は設備の更新

○　能力開発訓練施設・・・・・教室、実習室等
○　管理施設・・・・・・・・・能力開発訓練の事業を管理するための施設
○　福祉施設・・・・・・・・・能力開発訓練受講者用寄宿舎、食堂等の給食施設、託児施設等
○　能力開発訓練施設用設備・・上記の施設の目的を達成する設備

ポイント

◉　実施する障害者能力開発訓練は、厚生労働大臣が定める教育訓練の基準に適合している必要があること

助成率、支給限度額

※　対象費用は、能力開発訓練施設等の設置、整備又は更新に要する対象部分の費用

助成率	支給限度額
対象費用の ４分の３	・５，０００万円 ・施設又は設備の更新については１，０００万円

第２種（運営費）助成金

支給対象となる措置

厚生労働大臣が定める教育訓練の基準に適合し、運営管理者、訓練期間等の各種要件を満たす障害者能力開発訓練事業等の運営を行うもの等

ポイント

◉　実施する障害者能力開発訓練事業は、厚生労働大臣が定める教育訓練の基準に適合している必要があること

助成率、支給限度額、支給期間

※　対象費用は、障害者能力開発訓練事業の運営に要する費用（訓練の指導員等に係る給与等や教材費等の一般管理費）（この額に支給対象障害者の総数で除して得た額等を「１人あたり運営費用額」という。）

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の４分の３（重度障害者等を対象とする場合は５分の４）	対象障害者１人あたり運営費用額月１６万円まで（重度障害者等１人あたり月１７万円まで）	認定された訓練期間

※　また、これとは別に重度障害者等が就職した場合は、１人あたり１０万円を乗じた額を支給請求に応じて支給

9. 障害者雇用相談援助助成金

◆概要

対象障害者の雇入れおよびその雇用の継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する援助の事業（障害者雇用相談援助事業）を、当該援助事業の利用事業主に対して行う事業者に支給します。

◆支給の要件

支給対象となる障害者

・身体障害者（特定短時間労働者については重度身体障害者に限る）
・知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）
・精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者に限る）

障害者雇用相談援助を受ける対象事業主（利用事業主）

障害者雇用に関するノウハウ等が不足していることなどにより、法定雇用障害者数を満たしていない事業主等であって、対象事業者による障害者雇用相談援助を必要としている事業主

支給対象となる障害者雇用相談援助事業者（対象事業者）

障害者雇用相談援助事業を実施する者として都道府県労働局長の認定を受けている事業者

支給対象となる障害者雇用相談援助事業等

①　対象事業者が、利用事業主の了承を得た上で作成した「障害者雇用相談援助事業計画」に基づき、原則としてイからチまでの全ての支援をおこなったもので、これにより公共職業安定所への求人の申込みにつながったもの

イ	経営陣の理解促進	ホ	採用・雇用方針の決定
ロ	障害者雇用推進体制の構築	ヘ	求人の申込みに向けた準備や採用活動の準備
ハ	企業内での障害者雇用の理解促進	ト	企業内の支援体制等の環境整備
ニ	当該企業内における職務の創出・選定	チ	採用後の雇用管理や職場定着等

②　①の対象となった後、利用事業主が支給対象となる障害者を雇い入れ、及び６か月以上の雇用継続を行ったもの

支給額、支給回数

支給額	支給回数
①　利用事業主に対して障害者雇用相談援助事業を行った場合 ・６０万円（中小企業または除外率設定業種事業主は８０万円） ②　①の対象となった後、利用事業主が対象障害者を雇い入れ、及び６か月以上の雇用継続を行った場合 ・対象障害者１人につき７万５千円（中小企業または除外率設定業種事業主は１０万円） （※４人まで。また障害者雇用相談援助事業計画期間内に６か月以上の期間が経過する場合に限られるほか、就労継続支援A型事業所に雇用される場合等は対象外）	①②ともに 利用事業主 1社につき1回

10. 助成金の認定申請から受給までの流れ

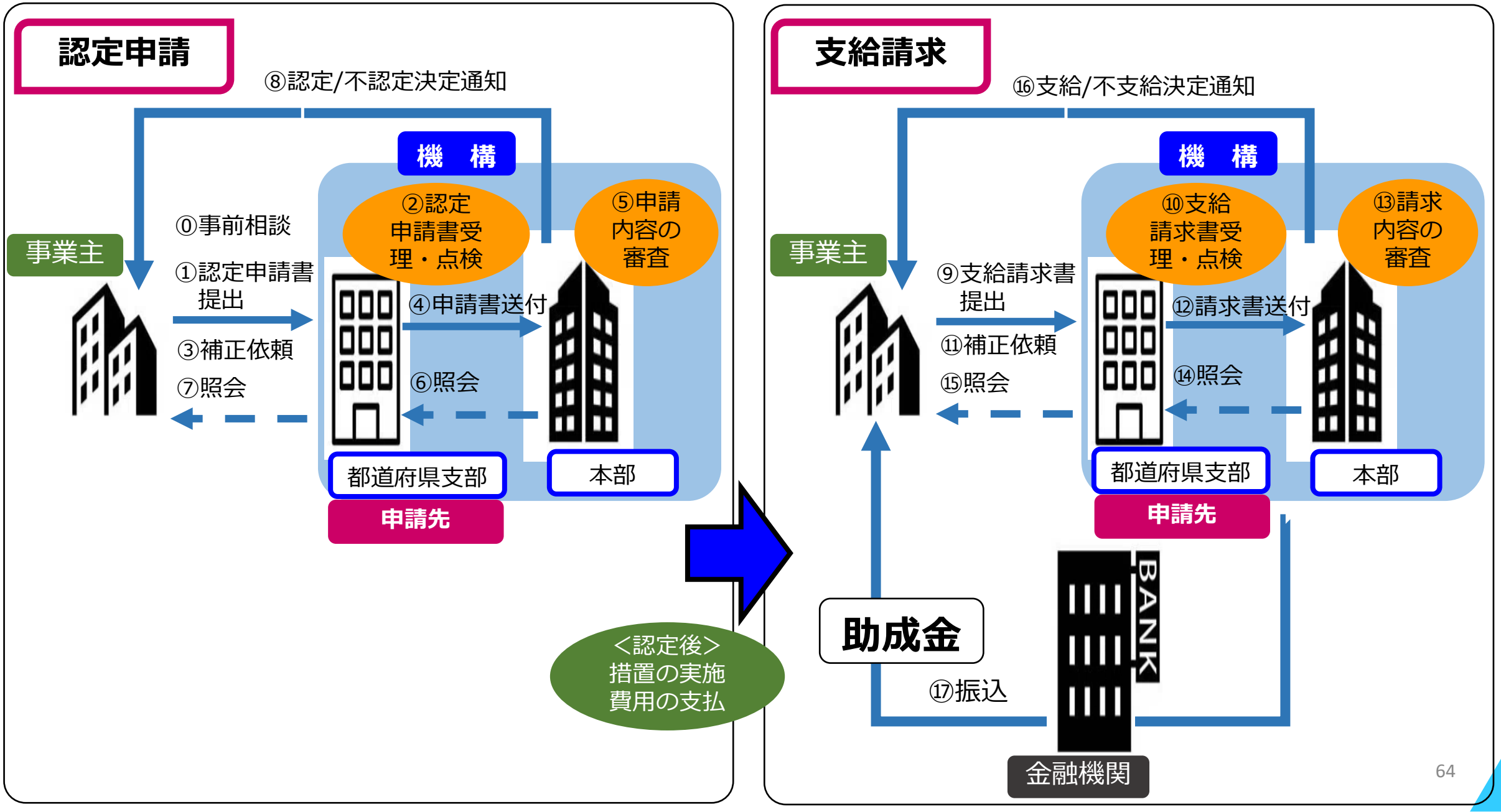

10-２．助成金の支援計画書提出から受給までの流れ

重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金

○　関係者間で支援計画書が作成（①）され、機構において、当該支援計画書を事前確認の上、機構から事業主に返戻（②）
○　対象障害者→市町村等に対し、事前確認された支援計画書を添付書類として雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（以下「特別事業」という。）の利用申請（③）し、特別事業利用開始（④）
○　サービス事業所→市町村等に対して特別事業利用料請求（代理受領）と市町村等→サービス事業所に対して利用料支払い
事業主→機構に対して重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（以下「職場介助助成金」という。）の支給請求と、
機構→事業主に対して職場介助助成金の支給（⑤⑥）

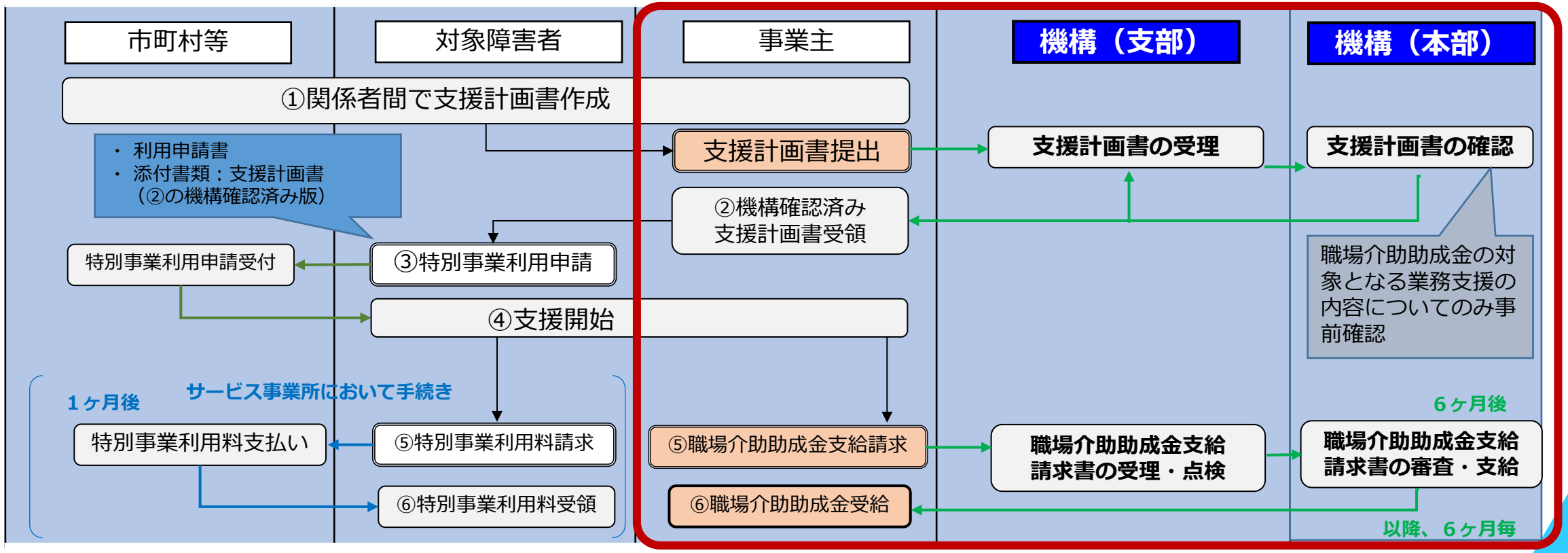

重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金

○　関係者間で支援計画書が作成（①）され、機構において、当該支援計画書を事前確認の上、機構から事業主に返戻（②）
○　対象障害者→市町村等に対し、事前確認された支援計画書を添付書類として、特別事業の利用申請（③）し、特別事業利用開始（④）
○　事業主→機構に対して重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（以下「通勤援助助成金」という。）の支給請求と、機構→事業主に対して通勤援助助成金の支給（⑤⑥）
○　（通勤援助助成金の支給期間（３ヶ月）経過後、）　サービス事業所→市町村等に対して特別事業利用料請求（代理受領）と市町村等→サービス事業所に対して利用料支払い（⑦⑧）

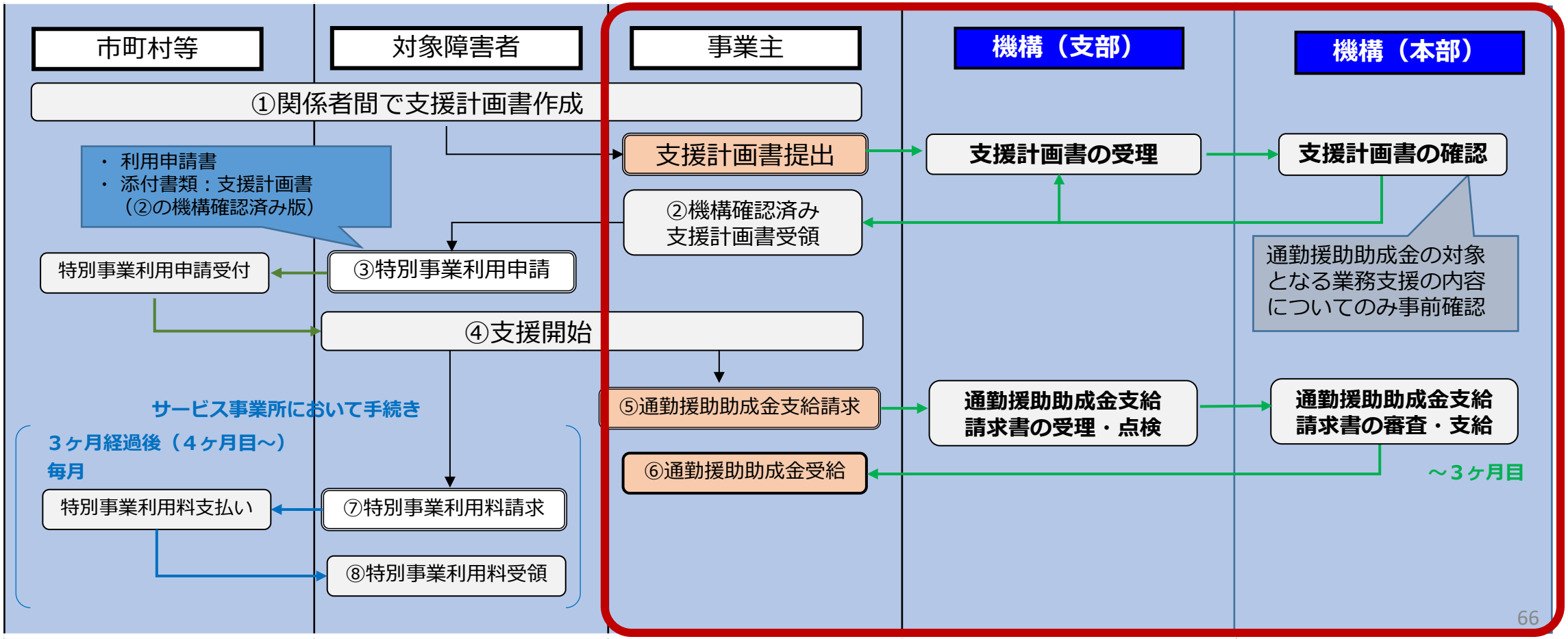

11. 各種助成金のパンフレット等のご案内

各種助成金パンフレット

機構ホームページ

パンフレットや各種助成金の申請様式は機構ホームページからダウンロードできます。

JEED　障害者助成金　検索

12. 相談窓口のご案内

障害者雇用納付金制度に基づく助成金に関するご相談・申請等は、各都道府県支部の高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合せください。

機構HPより各都道府県支部の高齢・障害者業務課（高齢・障害者窓口サービス課）が検索できます。

JEED　支部　検索

令和７年４月１日から

助成金の電子申請がはじまります！

電子申請って?

現在紙によって行われている申請などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするものです。

e-Govって?

デジタル庁がインターネット上で運営する行政サービスの総合窓口です。状況・分野・所管行政機関の条件から手続を探して、行政手続の申請・届出を行うことができます。

電子申請のメリットは?

- 24時間365日いつでも手続ができます。
- インターネット経由でどこからでも申請できます。
- 手続はマイページで管理され、処理状況や通知等を確認できます。
- パソコン上だけで手続きが完了します。移動時間や待ち時間を気にする必要がありません。

詳しくはe-Gov電子申請サービス『初めてお使いの方へ』をご参照ください。

https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/beginner
お問い合わせ先：e-Gov利用者サポートデスク

ご視聴ありがとうございました